

平成23年第3回竜王町議会定例会（第1号）

平成23年8月18日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第40号 竜王町暴力団排除条例
- 日程第 4 議第41号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第42号 竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第43号 竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第44号 平成23年度竜王町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議第45号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第46号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議第47号 平成23年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第48号 平成22年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議第49号 町道路線の認定について
- 日程第13 議第50号 町道路線の変更について

開会 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成23年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成23年第3回竜王町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中お繰り合わせをいただき、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政全般にわたりまして格別のご指導とご鞭撻を頂戴いたし、感謝を申し上げますとともに、梅雨明け以後、暑い日が続いておりますが、皆様ご健勝にて、日夜を分かたず議会活動にご専念いただいておりますことに、深甚の敬意を表する次第でございます。

去る5月16日の山中区を初日に進めてまいりました「まちづくり地域懇談会」であります。途中、台風6号の影響で日程が少し延びましたものの、昨日の島区で町内の32全集落と1団体および1企業さんの寮を訪ねまして、合計34会場で懇談の場を持たせていただきました。約3ヶ月に及ぶ長丁場ではございましたが、今回の懇談会を通じ、町の将来に向かって行政の指針とすべき数多くのものを獲得することができました。

以下、要点を申し上げますと、1. 自治会を回り、住民の皆さんの声を聞くことの大切さを改めて再認識いたしました。延べ68時間は充実した時間であり、皆さんに感謝いたしているところでございます。

2. 出席して下さった方々のご意見から、自分たちが住んでいるこの竜王町に愛着心を持って下さっており、住みよい、暮らしよいまちにしたいとの強い思いが伝わってまいりました。

3. 32自治会、人口1万3,000人余りの小さな竜王町ではありますが、各自治会の置かれている状況は、千差万別であります。今後においても、きめ細かい個々の対応と施策が不可欠であると認識したところであります。

4. 第五次総合計画は「人と人口」に焦点を当て、10年後の人口1万4,000人をめざす計画となっておりますが、皆様のご理解を得られ、実行にあたっては、町民参加による計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルの循

環により進捗管理を行ってまいりたいとの私どもの訴えに共感していただいたことが何よりの収穫であったと判断しています。

5. 本年10月29日に今回の懇談会の総括として、まちづくりフォーラムを開催予定であります、「若者定住」・「人口増」を目標に、懇談会でお聞きいたしたご意見を含め、次なる施策を打ち出してまいりたいと考えているところであります。

以上、第五次竜王町総合計画の実現に向かい、最低でも1年ごとに検証を行い、数値的な変化を各自治会単位で確認し合い、町行政と自治会が協働で取り組む中に、新しい地域力が醸成されてくるものと確信するところでございます。

一方、8月6日には、「ふるさと竜王夏まつり」を実行委員会の皆さんが中心となって実施していただきました。総勢、約4,500人の参加をいただいたとお聞きいたしております。とりわけ、今回は福島県新地町の商工会の方が来町され、特産品の販売を通じ本町の皆さんと交流を持たれたことが印象に残り、楽しいひとときでありました。この夏まつりを盛り上げてくださった実行委員の皆様には感謝申し上げますとともに、議員の皆様にもこぞってご参加賜り、踊りの輪に加わっていただきましたことに、改めまして衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、月日の経つのも早いものでありまして、議員の皆様が平成19年10月にご就任いただきましてから4ヵ年が経過し、近く任期満了をお迎えになられることとなります。この間、議会活動にご専念いただき、我々行政に携わる者に対しましても、心からなるご指導とご鞭撻を賜り、誠に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本年6月定例会にて、議長様・副議長様を中心に自ら議会の改革を訴えられ、議会基本条例の制定にこぎつけていただきました。私といたしましても皆様のご姿勢と進取のお取り組みに、心より敬意を表するものでございます。

最後に、第2回定例会後のまちの主なる動きを、かいつまんでご報告申し上げたいと存じます。

総務政策部門におきましては、繰り返しますが、5月16日～8月17日、第五次竜王町総合計画にかかる「まちづくり地域懇談会」を実施いたしました。

6月12日、竜王町消防ポンプ操法大会を開催いたしました。

6月21日、近江八幡市・竜王町地方バス対策地域連絡協議会において、八幡竜王コミュニティ路線の全線がJR近江八幡駅南口発着に変更され、8月22日

から実施されます。

6月27日、竜王町地域情報・防災情報システム施設等整備検討委員会が設置され、今年度末を目途に整備方針等をまとめる予定となっております。

7月5日、竜王町農業委員会委員一般選挙が告示され、届出のあった候補者が選挙すべき委員の定数を超えなかったため無投票となり、7月20日から第21期農業委員として就任いただきました。

7月23日、町自治会連絡協議会防災研修として、自治会長・町職員により町内弓削地先の日野川および山之上大谷池の現地視察ならびに講演会を実施しました。

7月25日、篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会総会にて、駅舎改修ならびにアクセス道路整備工事の着手・完成時期が決定しました。

広報8月号にて、「交竜の郷あえんぼ賞」表彰について募集要項を告知いたしました。

次に、住民福祉部門でございます。竜王町内の小学校および中学校特別支援学級ならびに特別支援学校に在籍する障がい児を対象に、7月21日より夏季休暇中の通算20日間にわたり、鶯川ふれあいプラザならびに町公民館でサマースクールを開校しています。また、竜王町における高齢者福祉施策の総合的な計画として位置づける「第5期竜王町高齢者保健福祉計画」を策定するにあたり、7月21日に第1回目の竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会を開催し、策定への取り組みを開始いたしました。

最後に教育委員会では、7月2日、「少年の主張 竜王町大会」を開催しました。

7月26日、平成23年度竜王町中学生国際交流派遣事業結団式が開催されました。13名が10月1日から10月8日まで、姉妹都市でありますスーセーマリー市を訪問予定であります。

7月31日、「第1回竜王町子ども英語暗唱大会」を開催しました。小学生16名、中学生9名の参加がありました。

月が変わりますと、9月初旬には竜王町議会議員一般選挙がございますので、竜王町議会の定例会の招集期月に関する規則に基づきまして、本定例会を8月に繰り上げさせていただき招集させていただいたところでございます。

なお、本定例会では、条例の制定および改正に関しましての案件が4件、補正予算に関しましての案件が4件、決算認定に関しましての案件が1件、町道路線

の認定および変更に関しましての案件が2件、合計11件の案件の提出と追加案件の提出を予定させていただいております。何とぞ慎重なるご審議を賜り、お認めをいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書を配布いたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺島健一） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、8番 若井敏子議員、9番 岡山富男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から8月30日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から8月30日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第40号 竜王町暴力団排除条例

日程第 4 議第41号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第42号 竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第43号 竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議第 4 4 号 平成 2 3 年度竜王町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議第 4 5 号 平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議第 4 6 号 平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議第 4 7 号 平成 2 3 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議第 4 8 号 平成 2 2 年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 2 議第 4 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 1 3 議第 5 0 号 町道路線の変更について

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 4 0 号から日程第 1 3 議第 5 0 号までの 1 1 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 4 0 号から議第 5 0 号までの 1 1 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 4 0 号から議第 4 7 号までの 8 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 4 0 号、竜王町暴力団排除条例の制定につきましては、滋賀県では、暴力団が県民生活および社会経済活動に介入し、県民等に多大の悪影響を与えていますことから、暴力団の排除を推進して、県民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に「滋賀県暴力団排除条例」が制定され、本年 3 月 2 2 日に公布、8 月 1 日に施行されました。

この滋賀県条例の制定にあわせまして、県下各市町におきましても、暴力団排除条例の制定に向けた取り組みが進められております。竜王町におきましても、暴力団の排除に関しまして、「暴力団を利用しない」、「暴力団に協力しない」、「暴力団と交際しない」の 3 つの基本理念を定めることとあわせて、町の責務、町民等の役割を明らかにすることで、暴力団の排除を推進し、町民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として新規制定をするものです。

次に、議第 4 1 号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昭和 3 6 年に制定されたスポーツ振興法の全部改正が行われ、「スポーツ基本法」として平成 2 3 年 6 月 2 4 日に公布されました。この改正により、スポーツ振興法で定められていた「体

育指導委員」が、スポーツ基本法では「スポーツ推進委員」と改められたことから、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めさせていただくものがございます。

次に、議第42号、竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」および「地方税法の一部を改正する法律」が制定公布されたことに伴う一部改正、および環境保全のため、環境に与える負荷が少ない軽四輪自動車にかかる軽自動車税の減免を行うための一部改正をするものがございます。

改正の主な内容につきましては、租税罰則の見直しに伴い、過料を「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げること、寄付金税額控除の適用下限を「5,000円」から「2,000円」に引き下げること、東日本大震災により受けた固定資産等の損失について特例の措置が講じられたこと、ならびに環境保全につながるため一定の環境および燃費基準を満たす軽四輪自動車について、平成24年度から3年間、軽自動車税の減免を行うもの等でございます。

次に、議第43号、竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年度に新たな企業優遇措置「竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例」を創設、およびそれに伴う条例の制定をさせていただきましたが、その「竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例」第7条におきまして、重複適用の禁止として、「竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の適用を受けた事業者は、竜王町産業振興条例による奨励措置を受けることができない」と規定されておりました。この「竜王町産業振興条例」が平成23年4月1日に廃止され、新たに「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」が同日施行されたことにより、「竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例」第7条中の「竜王町産業振興条例」を「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」に改めさせていただくものです。

次に、議第44号、平成23年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が49億2,501万7,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2,202万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

49億4,704万4,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、総合庁舎維持修繕事業における庁舎エアコン・照明器具等設置にかかる工事請負費の増額、コミュニティ助成事業助成金の減額、国民健康保険事業特別会計の事業勘定に対する繰出金、家庭用LED電球購入促進事業補助金、町障害者生活支援センター設置委託料のそれぞれ増額、しが地域支え合いづくり促進事業交付金を活用した緊急通報システム端末機の整備等に要する経費等の増額、国の制度拡充による日本脳炎予防接種委託料、町道路面表示等設置にかかる工事請負費、防災資機材整備費のそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、議第45号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が10億1,400万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2,156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,556万8,000円といたしたいものでございます。

まず、歳出でございますが、医療費の増加に伴いまして、保険給付費の退職被保険者療養給付費が1,595万8,000円、一般被保険者療養費が50万5,000円、審査支払手数料が8万1,000円、退職被保険者等高額療養費が221万円のそれぞれ増額でございます。また、葬祭費については、今年度中の見込み件数により30万円の増額、出産育児一時金については今年度中の出産見込み件数により168万円、支払手数料が1,000円のそれぞれ増額でございます。

後期高齢者支援金については、今年度の額の決定により19万円の増額でございます。

保健事業費につきましては、特定健診にかかる受診率向上対策として特定健康診査等事業費を22万3,000円、保健衛生普及費を26万円、それぞれ増額でございます。

また、平成22年度出産育児一時金補助金の精算により返還金が生じたので、償還金を16万円の増額でございます。

歳入におきましては、出産育児一時金の増加に伴い、国庫補助金である出産育児一時金補助金が4万円の増額でございます。

次に、退職被保険者の保険給付費の財源となるものでございますが、療養給付費等交付金が828万6,000円の増額でございます。

特定健診等の保健事業費の財源といたしまして県補助金の財政調整交付金が48万3,000円、出産育児一時金の財源として一般会計からの繰入金109万3,000円、その他の財源として繰越金が1,166万6,000円のそれぞれ増額でございます。

次に、議第46号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が、歯科においては4,920万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,023万円といたしたいものでございます。

歳出におきましては、職員の産前産後の休暇取得に伴う代替職員の雇用にかかる共済費14万3,000円、賃金88万1,000円、歯科衛生士の白衣購入のための被服費6,000円のそれぞれ増額でございます。

続きまして、歳入におきましては、歳出の財源といたしまして、繰越金が103万円の増額でございます。

次に、議第47号、平成23年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額は6億1,470万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ517万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,987万7,000円といたしたいものでございます。

歳出におきましては、高額医療合算介護サービス費が30万円、平成22年度における第1号被保険者保険料の還付金が10万9,000円および平成22年度介護給付費負担金等の精算に伴う償還金が476万8,000円のそれぞれ増額でございます。

歳入におきましては、高額医療合算介護サービス費にかかる介護給付費国庫負担金が6万円、介護保険調整交付金が1万5,000円、介護給付費交付金が9万円、介護給付費負担金が3万7,000円、介護保険給付費繰入金3万8,000円、繰越金493万7,000円のそれぞれ増額でございます。

以上、議第40号から議第47号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第44号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長から、平成23年度竜王町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容についてお手元配布の補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、国庫支出金として、障害者自立支援給付費の精算による過年度障害者自立支援給付費負担金が76万4,000円、障害者地域生活支援事業交付金が121万3,000円のそれぞれ増額、県支出金として、地域グリーンニューディール基金交付金が384万円、障害者地域生活支援事業交付金が60万6,000円、しが地域支え合いづくり促進事業交付金が434万5,000円のそれぞれ増額、また、助成金の交付決定によりコミュニティ助成事業助成金が150万円の減額、前年度繰越金が1,152万5,000円の増額等でございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、地域グリーンニューディール基金交付金を活用した庁舎の維持修繕として省エネタイプのエアコン・照明器具等設置工事が453万円の増額、財団法人自治総合センターからの助成金を受けて実施するコミュニティ助成事業助成金が交付額の決定により150万円の減額、しが地域支え合いづくり促進事業交付金を活用した事業のうち、ひとり暮らし高齢者等への緊急通報システム用端末機の整備に要する備品購入費、救急医療情報キットの整備に要する需用費等、生活支援事業が322万1,000円、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）における出産育児一時金の支出見込み増に伴う国保特別会計事業勘定繰出金が109万3,000円、地球温暖化および電力消費抑制を促進するため家庭用LED電球購入促進事業補助金ならびに諸費用が129万4,000円、予防接種法関係法令の改正により麻しん・風しんおよび日本脳炎の予防接種年齢の拡大による対象者の増加により医療機関への予防接種委託料が135万8,000円、町道西通り線他3路線の交差点での交通事故が頻発する箇所について交通管理者との協議の結果、緊急的に路面表示等を設置するための道路橋梁維持補修事業が100万円、災害時備蓄用生活用品の補充ならびに原子力災害時におけるヨウ素剤および放射線測定用線量計の購入費等、防災資機材整備事業が168万1,000円のそれぞれ増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第44号、平成23年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の内容説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 続きまして、議第48号、平成22年度竜王町水道事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

平成22年度竜王町水道事業会計の決算につきましては、去る6月3日に町監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

事業の概況、経営状況等につきましては、後ほどその詳細について担当課長から説明させますが、平成22年度につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところであります。

収益的収支におきましては、収益が3億990万3,191円で、費用が2億8,362万7,433円となり、2,627万5,758円の純利益となったものでございます。

以上、議第48号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、お認めいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） ただいま町長から提案理由を申し上げました議第48号、平成22年度竜王町水道事業会計の決算内容について、説明を申し上げます。最初に、平成22年度の事業の概要につきまして申し上げます。

水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め事業の運営を行ってまいりました。本年度の給水人口は1万2,439人で、前年度と比較して85人の減少となっております。また、年間総配水量は193万8,069㎥であり、前年度より244,725㎥の増加となりました。そのうち県水受水量は191万2,765㎥でありまして、総配水量の98.7%を占めております。年間有収水量につきましては152万2,774㎥であり、前年度より4万4,414㎥の増加でありました。これは、大型商業施設などへの給水によるものであります。

経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は3億990万3,191円で、前年度と比較しますと1,707万1,896円の増加となりました。

一方、費用の総額は2億8,362万7,433円で、前年度と比較しますと472万8,058円の増加となりました。この費用の増加につきましては、受水費、減価償却費、支払利息などの増加によるものでございます。

以上のことから、収益から費用を差し引いた決算額といたしましては、2,627万5,758円の純利益となったものでございます。今後も引き続き、水道事業の運営につきましてはさらに経費の節減等に努めながら、事業の推進を図って参りたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして、決算の内容をご説明いたします。

まず、1ページの平成22年度竜王町水道事業決算報告書をご覧ください。第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益と営業外収益を合わせまして決算額が3億2,408万5,782円で、そのうち仮受消費税は1,418万2,591円でございます。

支出におきましては、水道事業費といたしましては、営業費用と営業外費用を合わせまして決算額が2億9,384万5,800円で、そのうち仮払消費税は996万4,409円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債と補助金を合わせまして決算額が5,938万2,000円でございます。また、支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費と企業債償還金を合わせまして決算額が1億1,890万8,850円で、そのうち仮払消費税は477万8,650円でございます。したがって、差引、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,952万6,850円は、過年度及び当年度分の損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。営業収益といたしましては、給水収益とその他営業収益を合わせまして2億7,922万6,859円、営業費用といたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費およびその他営業費用を合わせまして2億7,250万1,669円、その結果、営業利益が672万5,190円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息及び配当金、補助金、加入金および雑収益を合わせまして3,067万6,332円、営業外費用といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして1,112万5,764円で、営業外収支は1,955万568円の黒字、したがって、経常利益は2,627万5,758円となりました。

特別利益、損失はございませんので、当年度純利益は同じく2,627万5,758円、前年度繰越利益剰余金は840万3,742円でございますので、当年度未処分利益剰余金は3,467万9,500円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)をご覧ください。これは、地方公営企業法第32条第1項で、利益が出た場合におけるその処分について規定されており、利益の20分の1以上を減債積立金に積み立てるよう義務付けられているものでございます。また、任意積立金にも積み立てできるとなっていることから、積み立てるものです。

当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページから4ページでご説明申し上げますとおり3,467万9,500円で、このうち、減債積立金に1,700万円、建設改良積立金に1,700万円を積み立てたく、ご提案申し上げます。積み立てたといたしますと、翌年度繰越利益剰余金は67万9,500円になります。

次に、貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部です。固定資産といたしましては、有形固定資産は土地・建物・構築物などを合わせまして24億2,336万661円、無形固定資産は施設利用権のみで949万8,109円、投資はございませんので、固定資産合計として24億3,285万8,770円となるものでございます。

次に、9ページの流動資産といたしましては、現金預金、未収金および貯蔵品を合わせまして2億9,027万4,920円でございます。したがって、資産合計は27億2,313万3,690円となるものでございます。

次に、負債の部です。固定負債といたしましては修繕引当金のみでございます。1,586万円、流動負債といたしましては、未払金と前受金を合わせまして9,811万5,622円でございます。したがって、負債合計は1億1,397万5,622円となるものでございます。

次に、資本の部です。資本金といたしましては、自己資本金は繰入資本金と組入資本金を合わせまして4億2,836万9,945円、借入資本金は企業債のみで5億6,474万3,937円。したがって、資本金合計は9億9,311万3,882円となるものでございます。

次に、剰余金といたしましては、資本剰余金は受贈財産評価額、工事負担金および工事補助金を合わせまして14億3,981万1,881円、利益剰余金は減債積立金、建設改良積立金および当年度未処分利益剰余金を合わせまして1億7,623万2,305円でございます。したがって、剰余金合計は16億1,604万4,186円となりまして、資本合計は26億915万8,068円、負債資本合計は27億2,313万3,690円となるものでございます。なお、11

ページから付属書類といたしまして、これらの細部資料を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、平成22年度水道事業会計決算につきまして内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） それでは、続きまして決算審査報告をお願いします。吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田定男） それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

決算審査は、去る6月3日に行いました。

審査内容でございますが、決算審査にあたりましては、町長から提出された決算書類が、地方公営企業法の規定に則り、企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか、また、運営面においては予算に沿った執行となっているか、経済性の発揮ならびに公共性の確保をめざした運営がなされてきたか等に主眼を当てて審査を行ったところでございます。

このため、各計数については正確であるかを検証するとともに、関係諸帳簿、証憑類は定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、さらには取扱金の出納状況や滞納整理状況についても、関係者の説明を聴取しながら実施しました。

審査結果についてでございますが、1. 決算諸表について。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績および財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めました。

2. 経営状況についてでございます。

(1) 経営成績について。竜王町水道事業会計の平成20年度から平成22年度までの経営成績の推移は、別表1のとおりでございます。

平成22年度については、給水人口は1万2,439人となり、前年度比85人減少いたしました。給水戸数については32戸増加して3,759戸となりました。また、配水量については、昨年度大型商業施設の開業もあり、年間193万8,069m<sup>3</sup>となり、前年度比24万4,725m<sup>3</sup>増加しております。有収水量については年間152万2,774m<sup>3</sup>となり、前年度比4万4,414m<sup>3</sup>増加しております。

この結果、給水収益を含む営業収益は2億7,922万6,859円となり、前年度比781万6,748円増加しております。また、営業外収益については全体で3,067万6,332円となりました。これは前年度比925万5,148

円増加しておりますが、主な理由は、町からの補助金収入の増加によるものであります。水道事業収益全体では3億990万3,191円となり、前年度比1,707万1,896円増加となっております。

一方、費用面を見ますと、営業費用は2億7,250万1,669円となり、前年度比47万9,588円の増加にとどまっております。別表1にもあるとおり、営業利益は672万5,190円を計上しております。

営業費用が前年度並みにとどまった理由といたしましては、前年度比較で原水及び浄水費で182万123円増加、また、配水及び給水費で178万7,806円増加、および減価償却費で764万8,748円の増加がありましたが、人事異動に伴う人件費の減少等、総係費が737万9,424円減少、また、量水器交換に伴うたな卸資産の除却処分や下水道工事等に伴う固定資産除却費の資産減耗費が335万5,235円減少しており、これらによってとどまったものでございます。

このような中、特筆すべきは、配水量の98.7%を賄っております県水の受水率が、16年振りに100%超となり、未達料金支払いによる受水単価アップの解消と受水単価の軽減が図られたこととでございます。県水の契約水量は年間189万4,350m<sup>3</sup>ですが、今年度の使用水量が191万2,765m<sup>3</sup>となり、受水単価がm<sup>3</sup>当たり、昨年度の107.70円から今年度は94.16円と、大幅に改善されました。

この結果、支出の部、水道事業費は2億8,362万7,433円となり、前年度比472万8,058円の増加にとどまっております。

以上から、経常利益は2,627万5,758円となり、前年度比1,234万3,838円と、大きく改善しております。

(2) 予算執行状況についてでございます。収益的収支のうち支出面において多くの不用額が発生しておりますが、諸経費の節減努力によるものとあわせまして、一部の項目において見込額より少なかったことが主な理由であります。事業の性格から見まして、やむを得ないものと判断いたしますが、今後は不用見込額の一層の減額補正に努めるとともに、予算の編成段階から収益的収支また資本的収支とも項目ごとに十分検討を行ったうえで予算計上されることが必要であると判断いたしました。

(3) 一般会計からの補助金についてでございますが、平成22年度中における一般会計からの補助金は2,379万3,000円であり、前年度比799万3,

000円増加しておりました。

(4) 有収水量の推移についてでございます。平成22年度の有収水量は15万2,774m<sup>3</sup>となっており、前年度比4万4,414m<sup>3</sup>増加しております。また、有収率は78.60%となりました。有収水量・有収率とも、企業としての収益性を高めるための重要な項目であり、今後とも継続してこれらの向上のために努力されることが必要と判断いたします。

次に、(5) 経営効率についてでございます。竜王町水道事業会計における効率性を判断する指標といたしまして、有収水量、営業収益および給水人口の職員1人当たりの数値があります。平成22年度の場合、人事異動に伴う職員数1名減により、これらの数値が下にあります第2表ではいずれも著増しておりますが、実質的にも効率性は高まったものと見ております。

ところで、これらの指標は水道事業における労働生産性を最も端的に表すデータであると考えますので、本データをもとにして県内他町の平均や全国の同規模町村平均と比較検討され、当町の状況把握を今後とも継続されることを希望します。

(6) 未収金及び不納欠損処理についてでございます。平成23年1月末現在の使用料未収金は2,223万5,198円となっており、前年同月比較30万5,323円減少しております。今後についても実効ある対策を継続的に実施され、未収金の減少とともに収益性の向上にも寄与されることが必要であると考えます。

なお、平成22年度の不納欠損処分は7件、10万8,203円が処理されております。処理の内容は、いずれも規定に則って適正に処理されていることを認めました。

3. 財政状況についてでございます。竜王町水道事業会計の平成20年度から平成22年度までの財政状況の推移は、別表2のとおりでございます。

平成22年度は、地震・防災等への対策として、山中配水池の耐震補強工事や緊急遮断弁設置工事、配水管施設の受贈が行われたこと等によって、有形固定資産勘定で8,760万4,690円増加しておりますが、資本勘定ならびに剰余金の増加分にて賄われており、財務管理面から見ても堅実に管理されていると言えます。

(1) 財務比率の推移についてでございます。次に、水道事業会計における短期流動性、長期健全性の良否を示す比率を算出しますと、第4表のとおりでござ

います。

当町の水道事業における短期流動性の良否を示す流動比率については、過去3カ年とも150%以上を維持しており、短期支払能力は良好に推移していると言えます。

また、財務の長期健全性の良否を示す自己資本構成比率は各年度とも70%以上を維持しており、この比率を補完する固定資産対長期資本比率も90%台を維持していることから、良好に推移していると見ることができます。

(2) 企業債についてでございます。平成20年度から平成22年度における企業債の発行、償還ならびに残高については、第5表のとおりでございます。

平成22年度の発行額は4,000万円で、償還額は1,806万5,890円でありました。特に償還については、計画のとおり順調に償還されているものと認めました。

最後に、審査の意見でございますが、審査にあたり、関係諸帳簿との照合、計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費については、節減のため努力されていることは感じることはできました。ただ、貯蔵品の在庫管理については、効率的な入出庫およびたな卸確認が実施できるよう、日々整理整頓されるよう努めていただきたいと思います。

平成22年度の業況については、前述しましたとおり、大型商業施設の開業等に伴い営業収益が大きく増加いたしました。営業費用は前年度程度に抑制された結果、経常利益は2,627万5,758円となり、前年度比1,234万3,838円と、大きく改善したところでございます。

今後とも引き続き水道事業会計が安定的に収益を確保されるよう、費用面の管理をなお一層きめ細かく徹底していくことが求められると考えます。

以上をもちまして、決算審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 引き続き提案理由の説明をお願いします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 続きまして、議第49号、町道路線の認定につきましては、岡屋地先県有地の工業団地の事業推進を図るべく、町道認定をお認め願うものです。

ご承知のとおり、現在、岡屋地先の県有地は、環境アセス調査・文化財調査等が行われており、また、基本計画の見直しが進められているところであります。

当路線は、滋賀県ならびに滋賀県土地開発公社が、(仮称) 竜王岡屋工業団地の基本計画の中で幹線道路として位置づけられている道路で、滋賀県ならびに滋

賀県土地開発公社から、土地利用等の関係からも町道としての位置づけの要請もあり、さらに事業推進を図る観点から、町道仁殿線として新規の認定をお願いするものです。

次に、議第50号、町道路線の変更につきましては、第五次竜王町総合計画がめざす人口増の大きな柱であります「若者定住」を図る住宅施策推進の取り組みの中で、集落周辺での住宅建設を進めるにあたり、集落の外周に町道路線の一部を振り替えるために、変更認定をお認め願うものです。

以上をもちまして、議第40号から議第50号までの11議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は、全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後2時10分